

新 旧 対 照 表

新

会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する取扱要領

第1 略

第2 休暇・休業等

1 有給の休暇

会計年度任用職員に対して、次の有給の休暇を与える。

(1) 略

(2) 病気休暇

週 20 時間以上、週 29 時間未満勤務である者

任期に応じて別記第 2 に定めるところによる。

(3) 特別休暇

ア 夏期特別休暇

(ア)・(イ) 略

イ 出生サポート休暇（不妊治療休暇）

(ア) 週 20 時間以上、週 29 時間未満勤務である者

別記 3 の 2 に定めるところによる。

(イ) 週 20 時間未満勤務である者

別記第 6 に定めるところによる。

ウ 配偶者の出産休暇

(ア) 週 20 時間以上、週 29 時間未満勤務である者

別記 3 の 3 に定めるところによる。

(イ) 週 20 時間未満勤務である者

別記第 6 に定めるところによる。

エ 男性職員の育児参加休暇

(ア) 週 20 時間以上、週 29 時間未満勤務である者

別記 3 の 4 に定めるところによる。

旧

会計年度任用職員の任用、給与、服務等に関する取扱要領

第1 略

第2 休暇・休業等

1 有給の休暇

会計年度任用職員に対して、次の有給の休暇を与える。

(1) 略

(2) 病気休暇

ア 週 20 時間以上、週 29 時間未満勤務である者

任期に応じて別記第 2 に定めるところによる。

イ 週 20 時間未満勤務である者

別記第 6 に定めるところによる。

(3) 夏期特別休暇

ア・イ 略

(イ) 週 20 時間未満勤務である者

別記第 6 定めるところによる。

2 無給の休暇

会計年度任用職員に対して、次の無給の休暇等を与える。

(1) 病気休暇

週 20 時間未満勤務である者

別記第 6 に定めるところによる。

(2) 看護休暇

(3) 略

2 無給の休暇

会計年度任用職員に対して、次の無給の休暇等を与える。

(1) 看護休暇

(2) 略

新

別記第1（第2の1（1）、要綱第5の1（1）関係）

年 次 有 給 休 暇

- 1 要件  
任期が1月以上ある場合は、年次有給休暇を付与する。  
※1年間の勤務日の日数が47日以下の場合は、取得不可

- 2 付与日数  
4月1日から翌年3月31日までの12月の間に与えることのできる年次有給休暇の日数は、次のとおりとする。  
(1)～(6) 略  
(7) 週5時間以上、週20時間未満の勤務の者

勤務年数 (任用期間)	1年目				2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以上	
	1月以上 2月以下	2月起 4月以下	4月起 6月以下	6月起 12月以下							
時間数 (日数)	週19時間勤務	15時間15分 (4日)	19時間 (5日)	23時間 (6日)	38時間 (10日)	42時間 (11日)	45時間45分 (12日)	53時間15分 (14日)	61時間 (16日)	68時間30分 (18日)	76時間 (20日)
	週18時間勤務	14時間30分 (4日)	18時間 (5日)	21時間45分 (6日)	36時間 (10日)	39時間45分 (11日)	43時間5分 (12日)	50時間30分 (14日)	57時間45分 (16日)	65時間 (18日)	72時間 (20日)
	週17時間勤務	13時間45分 (4日)	17時間 (5日)	20時間30分 (6日)	34時間 (10日)	37時間30分 (11日)	41時間 (12日)	47時間45分 (14日)	54時間30分 (16日)	61時間5分 (18日)	68時間 (20日)
	週16時間勤務	13時間 (4日)	16時間 (5日)	19時間45分 (6日)	32時間 (10日)	35時間45分 (11日)	38時間30分 (12日)	45時間 (14日)	51時間15分 (16日)	57時間45分 (18日)	64時間 (20日)
	週15時間30分 勤務	12時間30分 (4日)	15時間30分 (5日)	18時間45分 (6日)	31時間 (10日)	34時間45分 (11日)	37時間15分 (12日)	43時間30分 (14日)	49時間45分 (16日)	56時間 (18日)	62時間 (20日)

(注) 付与時間数 = ( ) の日数 × 週5日勤務とした場合の平均勤務時間

勤務年数 (任用期間)	1年目				2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以上	
	1月以上 2月以下	2月起 4月以下	4月起 6月以下	6月起 12月以下							
時間数 (日数)	週15時間勤務	12時間 (4日)	15時間 (5日)	18時間 (6日)	30時間 (10日)	33時間 (11日)	36時間 (12日)	42時間 (14日)	48時間 (16日)	54時間 (18日)	60時間 (20日)
	中略										
週5時間勤務	4時間 (4日)	5時間 (5日)	6時間 (6日)	10時間 (10日)	11時間 (11日)	12時間 (12日)	14時間 (14日)	16時間 (16日)	18時間 (18日)	20時間 (20日)	

(注) 付与時間数 = ( ) の日数 × 週5日勤務とした場合の平均勤務時間

(8) 略

3・4 略

- 5 年度末における残日数の翌年度への繰越し  
3月31日において休暇に残余日数がある者については、翌年度も引き続き会計年度職員に任用された場合、その勤務年数等に応じた別記第1の2の(1)から(8)の表の日数を限度として、4月1日以降に繰り越すことができる。

- (1) 繰越日数  
任用期間満了時の残日数を繰り越す。

(2) 略

6 略

旧

別記第1（第2の1（1）、要綱第5の1（1）関係）

年 次 有 給 休 暇

- 1 要件  
任期が1月以上ある場合は、年次有給休暇を付与する。

- 2 付与日数  
4月1日から翌年3月31日までの12月の間に与えることのできる年次有給休暇の日数は、次のとおりとする。  
(1)～(6) 略  
(7) 週5時間以上、週20時間未満の勤務の者

勤務年数 (任用期間)	1年目				2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以上	
	1月以上 2月以下	2月起 4月以下	4月起 6月以下	6月起 12月以下							
時間数 (日数)	週19時間勤務	15時間15分 (4日)	19時間 (5日)	23時間 (6日)	38時間 (10日)	42時間 (11日)	45時間45分 (12日)	53時間15分 (14日)	61時間 (16日)	68時間30分 (18日)	76時間 (20日)
	週18時間勤務	14時間30分 (4日)	18時間 (5日)	21時間45分 (6日)	36時間 (10日)	39時間45分 (11日)	43時間5分 (12日)	50時間30分 (14日)	57時間45分 (16日)	65時間 (18日)	72時間 (20日)
	週17時間勤務	13時間45分 (4日)	17時間 (5日)	20時間30分 (6日)	34時間 (10日)	37時間30分 (11日)	41時間 (12日)	47時間45分 (14日)	54時間30分 (16日)	61時間5分 (18日)	68時間 (20日)
	週16時間勤務	13時間 (4日)	16時間 (5日)	19時間45分 (6日)	32時間 (10日)	35時間45分 (11日)	38時間30分 (12日)	45時間 (14日)	51時間15分 (16日)	57時間45分 (18日)	64時間 (20日)
	週15時間30分 勤務	12時間30分 (4日)	15時間30分 (5日)	18時間45分 (6日)	31時間 (10日)	34時間45分 (11日)	37時間15分 (12日)	43時間30分 (14日)	49時間45分 (16日)	56時間 (18日)	62時間 (20日)

(注) 付与時間数 = ( ) の日数 × 週5日勤務とした場合の平均勤務時間

勤務年数 (任用期間)	1年目				2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目 以上	
	1月以上 2月以下	2月起 4月以下	4月起 6月以下	6月起 12月以下							
時間数 (日数)	週15時間勤務	12時間 (4日)	15時間 (5日)	18時間 (6日)	30時間 (10日)	33時間 (11日)	36時間 (12日)	42時間 (14日)	48時間 (16日)	54時間 (18日)	60時間 (20日)
	中略										
週5時間勤務	4時間 (4日)	5時間 (5日)	6時間 (6日)	10時間 (10日)	11時間 (11日)	12時間 (12日)	14時間 (14日)	16時間 (16日)	18時間 (18日)	20時間 (20日)	

(注) 付与時間数 = ( ) の日数 × 週5日勤務とした場合の平均勤務時間

(8) 略

※1年間の勤務日の日数が47日以下の場合は、取得不可

3・4 略

- 5 年度末における残日数の翌年度への繰越し  
3月31日において休暇に残余日数がある者については、翌年度も引き続き会計年度職員に任用された場合、その勤務年数等に応じた別記1の2の(1)から(8)の表の日数を限度として、4月1日以降に繰り越すことができる。

- (1) 繰越日数  
任用期間満了時の残日数を繰り越す。ただし、付与された休暇のうち2年間行使（取得）しない分は、時効により消滅する。

(2) 略

6 略

新

別記第3（第2の1（3）アア、要綱第5の1（3）ア関係）

夏 期 特 別 休 暇

1 要件

7月1日から9月30日までの期間（対象期間）の全部又は一部で任用されていること

2 付与日数

(1) 7月1日から9月30日までの3月の全てに任用期間がある場合  
付与できる夏期特別休暇の日数については、次の表の日数（1日＝7時間45分）とする。

勤務形態	付与日数
週28時間勤務	4日
週25時間勤務	3日
週24時間勤務	3日
週23時間15分勤務	3日
週21時間勤務	3日
週20時間勤務	3日

(2) 7月1日から9月30日までの任用期間が3月未満となる場合

次の計算式により算出した日数とする。

付与日数＝（7月1日から9月30日までの間の任用日数／92日）×（1）の表の日数

※ 小数点以下の端数については、次のとおり算定する。

- ・ 0.25未満 …切捨て
- ・ 0.25以上0.75未満 …4時間
- ・ 0.75以上 …1日（＝7時間45分）

3 取得単位

休憩時間の前若しくは後の全勤務時間又は1日の全勤務時間

なお、休憩時間の前若しくは後の全勤務時間とは、勤務時間開始時から休憩時間開始時前までの時間帯又は休憩時間終了後から勤務時間終了時までの時間帯をいう（当該時間が時間単位又は分単位であることを問わない）。

（例）週25時間勤務の者で、夏期特別休暇を取得しようとする日の勤務時間が10時～16時（ただし、休憩時間は、12時～13時）の者の取得単位

<table border="1"> <tr> <td>10時～12時（2時間）</td> </tr> <tr> <td>13時～16時（3時間）</td> </tr> <tr> <td>10時～16時（休憩時間を除く5時間）</td> </tr> </table>	10時～12時（2時間）	13時～16時（3時間）	10時～16時（休憩時間を除く5時間）	のいずれか
10時～12時（2時間）				
13時～16時（3時間）				
10時～16時（休憩時間を除く5時間）				

4 換算方法

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分をもって1日とする。

5 残日数（時間数）の取扱い

残日数（時間数）が3の取得単位のうち休憩時間の前又は後の全勤務時間のいずれか未満の時間数となった場合に限り、勤務時間開始時から連続し、又は勤務時間終了時まで連続した当該時間数を取得単位として付与することができる。

旧

別記第3（第2の1（3）ア、要綱第5の1（3）ア関係）

夏 期 特 別 休 暇

1 要件

7月1日から9月30日までの期間（対象期間）の全部又は一部で任用されていること

2 付与日数

(1) 7月1日から9月30日までの3月の全てに任用期間がある場合  
付与できる夏期特別休暇の日数については、次の表の日数（1日＝7時間45分）とする。

勤務形態	付与日数
週28時間勤務	4日
週25時間勤務	3日
週24時間勤務	3日
週23時間15分勤務	3日
週21時間勤務	3日
週20時間勤務	3日

(2) 7月1日から9月30日までの任用期間が3月未満となる場合

次の計算式により算出した日数とする。

付与日数＝（7月1日から9月30日までの間の任用日数／92日）×（1）の表の日数

※ 小数点以下の端数については、次のとおり算定する。

- ・ 0.25未満 …切捨て
- ・ 0.25以上0.75未満 …4時間
- ・ 0.75以上 …1日（＝7時間45分）

3 取得単位

休憩時間の前若しくは後の全勤務時間又は1日の全勤務時間

なお、休憩時間の前若しくは後の全勤務時間とは、勤務時間開始時から休憩時間開始時前までの時間帯又は休憩時間終了後から勤務時間終了時までの時間帯をいう（当該時間が時間単位又は分単位であることを問わない）。

（例）週25時間勤務の者で、夏期特別休暇を取得しようとする日の勤務時間が10時～16時（ただし、休憩時間は、12時～13時）の者の取得単位

<table border="1"> <tr> <td>10時～12時（2時間）</td> </tr> <tr> <td>13時～16時（3時間）</td> </tr> <tr> <td>10時～16時（休憩時間を除く5時間）</td> </tr> </table>	10時～12時（2時間）	13時～16時（3時間）	10時～16時（休憩時間を除く5時間）	のいずれか
10時～12時（2時間）				
13時～16時（3時間）				
10時～16時（休憩時間を除く5時間）				

4 換算方法

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、7時間45分をもって1日とする。

5 残日数（時間数）の取扱い

残日数（時間数）が3の取得単位のうち休憩時間の前又は後の全勤務時間のいずれか未満の時間数となった場合に限り、勤務時間開始時から連続し、又は勤務時間終了時まで連続した当該時間数を取得単位として付与することができる。

別記第3の2（第2の1（3）イ（ア）、要綱第5の1（3）イ関係）

出生サポート休暇  
（不妊治療休暇）

1 休暇の事由

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

2 対象となる会計年度任用職員

次の要件をいずれも満たす者とする。

- （1）1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
- （2）6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員

3 付与日数

一の年度につき5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては10日）を超えない範囲内

4 取得単位

1日又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

5 換算方法

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、1日に割り振られた勤務時間数（不斉一型の場合は、1日当たりの平均勤務時間（1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日数で除して得た時間。1時間未満の端数は15分単位で切り上げる））をもって1日とする。

6 承認等の手続き

原則として正規教職員に準じた取扱いとする。

7 管理職員における留意事項

管理職員は、不妊治療自体がプライバシーへの配慮が強く求められるものであることを理解し、休暇の承認等に当たっては、職員のプライバシーが保護されるよう配慮すること。

別記第3の3（第2の1（3）ウ（ア）、要綱第5の1（3）エ関係）

### 配偶者の出産休暇

#### 1 休暇の事由

配偶者の出産

#### 2 対象となる会計年度任用職員

次の要件をいずれも満たす者とする。

- （1）1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
- （2）6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員

#### 3 付与日数

職員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間において3日を超えない範囲内

#### 4 取得単位

1日又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

#### 5 換算方法

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、1日に割り振られた勤務時間数（不斉一型の場合は、1日当たりの平均勤務時間（1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日数で除して得た時間。1時間未満の端数は15分単位で切り上げる））をもって1日とする。

#### 6 承認等の手続き

原則として正規教職員に準じた取扱いとする。

別記第3の4（第2の1（3）エ（ア）、第5の1（3）オ関係）

## 男性職員の育児参加休暇

### 1 休暇の事由

男性職員の育児参加（職員の配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。）

### 2 対象となる会計年度任用職員

次の要件をいずれも満たす者とする。

- （1）1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの
- （2）6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員

### 3 付与日数

職員の配偶者が職員の分べん休暇の項に規定する承認を与える期間に該当する場合において、期間中5日を超えない範囲内

### 4 取得単位

1日又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

### 5 換算方法

時間単位で取得した休暇の日への換算方法は、1日に割り振られた勤務時間数（不斉一型の場合は、1日当たりの平均勤務時間（1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日数で除して得た時間。1時間未満の端数は15分単位で切り上げる））をもって1日とする。

### 6 承認等の手続き

原則として正規教職員に準じた取扱いとする。

## 看 護 休 暇

## 1 付与日数（時間）

- (1) 会計年度任用職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この別記第4において同じ。）が負傷又は疾病等の事由により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、他に看護が可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するとき  
一の年度につきA時間（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、B時間）を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間
- (2) 会計年度任用職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、会計年度任用職員以外に看護者がいないと認められるとき  
一の年度につきA時間を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間
- (3) (1)又は(2)により一の年度につき定められた期間の全てについて承認を受けた後、会計年度任用職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、会計年度任用職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、他に看護が可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するとき）  
一の年度につきC時間を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間

勤務形態	付与時間		
	A	B	C
週28時間勤務	28時間	56時間	11時間15分
週25時間勤務	25時間	50時間	10時間
週24時間勤務	24時間	48時間	9時間45分
週23時間15分勤務	23時間15分	46時間30分	9時間30分
週21時間勤務	21時間	42時間	8時間30分
週20時間勤務	20時間	40時間	8時間

## 2 取得単位

1日又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

## 看 護 休 暇

## 1 付与日数（時間）

- (1) 会計年度任用職員の小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この別記第4において同じ。）が負傷又は疾病等の事由により看護（疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、他に看護が可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するとき  
一の年度につきA時間（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、B時間）を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間
- (2) 会計年度任用職員の配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）が負傷又は疾病等の事由により看護を必要とする場合において、会計年度任用職員以外に看護者がいないと認められるとき  
一の年度につきA時間を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間
- (3) (1)又は(2)により一の年度につき定められた期間の全てについて承認を受けた後、会計年度任用職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、会計年度任用職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、他に看護が可能な家族がいる場合であっても、子の看護を行う必要があり、実際にその看護に従事するとき）  
一の年度につきC時間を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間

勤務形態	付与時間		
	A	B	C
週28時間勤務	28時間	56時間	11時間15分
週25時間勤務	25時間	50時間	10時間
週24時間勤務	24時間	48時間	9時間45分
週23時間15分勤務	23時間15分	46時間30分	9時間30分
週21時間勤務	21時間	42時間	8時間30分
週20時間勤務	20時間	40時間	8時間

## 2 取得単位

1日又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

別記第5（第2の2\_（3）ア、要綱第5の2（5）関係）

## 短期介護休暇

## 1 付与日数（時間）

負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この別記第5において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う場合において、他に介護が可能な家族がいる場合であっても、介護を行う必要があり、実際にその介護に従事するとき

一の年度につきA時間（要介護者が2人以上の場合にあっては、B時間）を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間

勤務形態	付与時間	
	A	B
週28時間勤務	28時間	56時間
週25時間勤務	25時間	50時間
週24時間勤務	24時間	48時間
週23時間15分勤務	23時間15分	46時間30分
週21時間勤務	21時間	42時間
週20時間勤務	20時間	40時間

## 2 取得単位

1日又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

## 3 要介護者の範囲

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、二親等以内の血族及び姻族、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者

別記第5（第2の2\_（2）ア、要綱第5の2（5）関係）

## 短期介護休暇

## 1 付与日数（時間）

負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下この別記第5において「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う場合において、他に介護が可能な家族がいる場合であっても、介護を行う必要があり、実際にその介護に従事するとき

一の年度につきA時間（要介護者が2人以上の場合にあっては、B時間）を超えない範囲内でその都度必要があると認める時間

勤務形態	付与時間	
	A	B
週28時間勤務	28時間	56時間
週25時間勤務	25時間	50時間
週24時間勤務	24時間	48時間
週23時間15分勤務	23時間15分	46時間30分
週21時間勤務	21時間	42時間
週20時間勤務	20時間	40時間

## 2 取得単位

1日又は1時間（当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合は、当該勤務時間の時間数）。ただし、休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

## 3 要介護者の範囲

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、二親等以内の血族及び姻族、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者

別記第6 (第2の1(3)ア(イ)、第2の1(3)イ(イ)、第2の1(3)ウ(イ)、第2の1(3)エ(イ)、第2の2(1)、第2の2(2)イ、第2の2(3)イ関係)

週20時間未満勤務の者の休暇(年次有給休暇を除く)

勤務日数により取得可能日数等が異なるもの)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	有給 無給	備考
1年間の勤務日の日数	217日 以上	169日 ～216日	121日 ～168日	73日 ～120日	48日 ～72日		
休暇の種類	休暇の付与日数等					有給 無給	備考
病気休暇(私傷病(各年度))	10日	7日	5日	3日	1日		
夏期特別休暇(各年度)	7月～9月の間で、原則として連続3日の範囲内の期間(勤務時間が割り振られていない日を除く。)					有給	注1、3
出生サポート休暇(不妊治療休暇(各年度))	5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては10日)			取得不可		有給	注1、2、5
配偶者の出産休暇(各年度)	3日			取得不可		有給	注1、2
男性職員の育児参加休暇(各年度)	5日			取得不可		有給	注1、2
看護休暇(小学校就学前の子の看護(各年度))	5日(小学校就学前の子が2人以上の場合は10日)以内			取得不可		無給	注1、2
短期介護休暇(各年度)	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内			取得不可		無給	注2、4

- (注) 1 次の者が取得できる。
- 6月以上の任期が定められている者(病気休暇、夏期特別休暇、不妊治療休暇、配偶者の出産休暇、男性職員の育児参加休暇)
  - 6月以上継続勤務している者(病気休暇、夏期特別休暇、不妊治療休暇、配偶者の出産休暇、男性職員の育児参加休暇、看護休暇、短期介護休暇)
- 2 日又は時間単位で取得。1日当たりの時間換算は、1日に割り振られた勤務時間数(不斉一型の場合は、1日当たりの平均勤務時間(1週間当たりの勤務時間を1週間当たりの勤務日数で除して得た時間。1時間未満の端数は15分単位で切り上げ))とする。
- (例) 週18時間勤務=1日6時間×3日勤務の場合  
→1週間の勤務日数が「3日」欄の日数を適用し、1日=6時間で換算  
病気休暇の場合：5日×6時間=30時間  
週15時間勤務=1日3時間×5日勤務の場合  
→1週間の勤務日数が「5日」欄の日数を適用し、1日=3時間で換算  
子1人の看護の場合：5日×3時間=15時間  
週13時間勤務=1日4時間×2日+1日5時間×1日勤務の場合  
→1週間の勤務日数が「3日」欄の日数を適用し、  
1日=4時間30分(13時間÷3日=4.33時間。1時間未満の端数を15分単位で切り上げ)で換算  
子1人の看護の場合：5日×4時間30分=22時間30分
- 3 業務の都合上連続して取得することが困難であれば、日又は半日単位で分割して取得することができる。
- 4 1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日において取得できる。
- 5 管理職員は、不妊治療自体がプライバシーへの配慮が強く求められるものであることを理解し、休暇の承認等に当たっては、職員のプライバシーが保護されるよう配慮すること。

※ いずれも1年間の勤務日の日数が47日以下の場合は、取得不可

別記第6 (第2の1(2)のイ、第2の1(3)イ、第2の2(1)イ、第2の2(2)イ関係)

週20時間未満勤務の者の休暇(年次有給休暇を除く)

(勤務日数により取得可能日数等が異なるもの)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	有給 無給	備考
1年間の勤務日の日数	217日 以上	169日 ～216日	121日 ～168日	73日 ～120日	48日 ～72日		
休暇の種類	休暇の付与日数等					有給 無給	備考
病気休暇(私傷病(各年度))	10日	7日	5日	3日	1日		
夏期特別休暇(各年度)	7月～9月の間で、原則として連続3日の範囲内の期間(勤務時間が割り振られていない日を除く。)					有給	注1、3
看護休暇(小学校就学前の子の看護(各年度))	5日(小学校就学前の子が2人以上の場合は10日)以内			取得不可		無給	注1、2
短期介護休暇(各年度)	5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内			取得不可		無給	注2、4

- (注) 1 次の者が取得できる。
- 6月以上の任期が定められている者(病気休暇、夏期特別休暇)
  - 6月以上継続勤務している者(病気休暇、夏期特別休暇、看護休暇、短期介護休暇)
- 2 日又は時間単位で取得。1日当たりの時間換算は、1日に割り振られた勤務時間数とする。
- (例) 週18時間勤務=1日6時間×3日勤務の場合  
→1週間の勤務日数が「3日」欄の日数を適用し、1日=6時間で換算  
病気休暇の場合：5日×6時間=30時間  
週15時間勤務=1日3時間×5日勤務の場合  
→1週間の勤務日数が「5日」欄の日数を適用し、1日=3時間で換算  
子1人の看護の場合：5日×3時間=15時間
- 3 業務の都合上連続して取得することが困難であれば、日又は半日単位で分割して取得することができる。
- 4 1日の勤務時間が6時間15分以上である勤務日において取得できる。

※ いずれも1年間の勤務日の日数が47日以下の場合は、取得不可